

インサイダー取引管理規程

第1章 総 則

(目的)

- 第1条 本規程は、従業者がその職務に関して取得した未公表の内部情報（重要事実と同義）の管理、従業者の特定有価証券等の売買その他取引及び従業者の職務に際し遵守すべき基本的事項を定め、インサイダー取引（金融商品取引法及び関連法規に違反する内部者取引）を未然に防止することを目的とする。
2. 従業者は、前項の目的を果たすために、金融商品取引法その他の関連法規並びに本規程その他の業務遂行に関わる社内規程を遵守しなければならない。

(主管部門及び責任者)

- 第2条 本規程の主管部門は株式会社トゥエンティフォーセブンホールディングス（以下、「HD」という。）総務・IR部とし、責任者はHD総務・IR部長とする。

(定義)

- 第3条 本規程における用語の定義は、次のとおりとする。
- (1) インサイダー取引とは、従業者が当社又は他の会社の重要事実を各々職務に関して知り、その重要事実が公表される前に、当社又は他の会社の特定有価証券等について売買その他の取引をすることをいう。
- (2) 従業者とは、次に掲げる者をいう。
- ① 株式会社トゥエンティフォーセブンホールディングスグループ（以下、「当社グループ」という。）取締役及び監査役
- ② 従業員（当社グループの正社員、嘱託社員、契約社員、アルバイト、パートタイマー、当社グループから他社への出向者及び他社から当社グループへの出向者）
- ③ ③ ①～②に掲げる者でなくなってから1年以内の者
- (3) 職務に関して知るとは、従業者としての地位、立場に応じて取り扱う一切の職務を遂行する過程及び職務と密接に関連する行為により知ることをいう。
- (4) 他の会社とは、当社グループと取引関係等のある会社（上場会社又は店頭上場会社）をいう。
- (5) 子会社とは、金融商品取引法第166条第5項に規定する会社をいう。
- (6) 重要事実とは、公表されていない当社又は他の会社の経営、業務及び財産等に関し重要な影響を及ぼす情報で、別紙「重要事実一覧」に掲げるものをいう。
- (7) 特定有価証券等の売買その他の取引とは、当社又は他の会社の有価証券（株券、新株予約権付社債券、普通社債券、新株予約権証書、新株予約権証券、その他政令で定める証券又は証書）、オプション（金融商品取引法第163条第1項に規定）

の売買及びその他の有償の譲渡又は譲受をいう。

(8) 公表とは、次の場合をいう。

- ① 金融商品取引法第25条の規定により、有価証券届出書、有価証券報告書等により情報が公衆の縦覧に供されたとき
- ② 次のうち二つ以上を含む報道機関に対して情報を公開し、公開後12時間を経過したとき
 - A) 一般日刊新聞紙、通信社
 - B) 産業及び経済に関する事項を総合して報道する日刊新聞紙
 - C) 放送局
- ③ 上場する金融商品取引所に対し、重要事実を通知し、かつ、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」で定める電磁的方法により情報が公衆の縦覧に供されたとき

(重要事実の発生)

- 第4条 別紙「重要事実一覧」に掲げる重要事実のうち、決定事実については当社又は他の会社においてその決定がなされたとき、発生事実については当該事由が生じたときに発生したものとし、この発生時点からインサイダー取引規制の対象となる。
2. 重要事実に該当するかどうか疑わしい場合は、経営会議がこれを決定する。

第2章 内部情報の管理

(内部情報の管理)

- 第5条 従業者は、職務に関して知った内部情報（子会社に係る内部情報を含む。以下同じ。）を、職務の遂行上必要と認める者以外の者に伝達してはならない。
2. 従業者は、職務の遂行上必要とする場合以外に内部情報を入手しようとしてはならない。
 3. 従業者は、配偶者、家族、友達等社外の者へ内部情報を漏洩してはならない。
 4. 従業者は、社内の共用場所や一般的な公衆の場において、内部情報を話題にしてはならない。

(総括管理責任者・社内情報管理者)

- 第6条 内部情報の社内管理、当社の特定期有価証券等の売買その他の取引管理を行うため、総括管理責任者及び社内情報管理者を置く。
2. 総括管理責任者は、HD コーポレート本部長とする。
 3. 社内情報管理者は、HD 総務・IR 部長とする。
 4. 従業者は、内部情報が発生したとき、その内容を直ちに所管部長を通じて社内情報管理者に報告しなければならない。

(部門での内部情報の管理)

第7条 管理職は、次のことを行う。

- (1) 社内情報管理者と共に内部情報の社内管理全般を行う。
- (2) 内部情報の社内外への漏洩防止のために必要な措置を講じる。
- (3) 内部情報が記録された書類、電磁的記録等の保管管理を厳重に行う。
- (4) 内部情報が記録された書類、資料の作成（文書の作成、印刷等）を社外に委託する場合は、秘密保持について必要な措置を講じる。

（プロジェクト参加者の遵守義務）

第8条 重要事実を内容とするプロジェクトに直接関与する従業者は、第4条に定める重要事実の発生前においても、関連の情報を厳重に管理するとともに、職務の遂行上必要な場合を除いて、これを他に漏らしてはならない。

（プロジェクト業務の社外委託）

第9条 重要事実を内容とするプロジェクトに社外の協力を得る場合には、秘密保持について配慮するとともに必要な措置を講じなければならない。

第3章 重要事実の公表

（重要事実の公表）

第10条 当社又は子会社に係る重要事実の公表は、発生後遅滞なく行うものとし、原則として、HD 代表取締役社長が行うものとする。ただし、内容によっては、当該重要事実に関与する従業者等の責任者に委託することができる。

2. 公表前に重要事実が外部に漏洩し、不当に利用され、特定有価証券等の不公正な売買取引が行われるおそれがあると判断されるときは、すみやかに公表の措置を講じなければならない。
3. 企業秘密その他発生後直ちに公表することが当社の利益及び当社株主の共同の利益に反すると認められる重要事実については、公表を行わない理由が解消したときに遅滞なく公表するものとする。

（報道機関からの取材）

第11条 重要事実に関する報道機関からの取材は、原則としてHD 代表取締役社長又はコーポレート本部長が受けるものとする。ただし、HD 代表取締役社長又はコーポレート本部長いずれかの承認に基づいて必要と認めた場合は、当該重要事実に関与している従業者が取材を受けることができる。

第4章 当社特定有価証券等の売買

（売買の禁止期間）

第12条 従業者は、職務に関して当社ならびに関係会社にかかる重要事実を知ったときか

ら、当該情報の公表が行われるまでの間は、当社の特定有価証券等の売買その他の取引をしてはならない。ただし、第8条に定める従業者については、重要事実の発生前においても同様とする。

(通常時の売買の自由)

第13条 従業者は、前条の場合を除いて当社の特定有価証券等の売買その他の取引をすることができる。ただし、第14条又は第15条の制限に従うものとする。

(従業員の売買等の制限)

第14条 従業員は、当社の特定有価証券等の売買その他の取引をする場合には、事前に所属長の承認を得た自社特定有価証券等・売買申請書を使用し社内情報管理者を経由して、総括管理責任者に提出し、承認を得なければならない。

2. 総括管理責任者は、重要事実が存在すると認められる場合、売買その他の取引を差し止めることができる。
3. 従業員は、当社の特定有価証券等の売買その他の取引を行った場合は、速やかに自社特定有価証券等・売買報告書を総括管理責任者に提出しなければならない。

(役員の売買報告等)

第15条 役員が当社の特定有価証券等の売買を行ったときは、金融商品取引法第163条の規定に従い、売買があった日の属する月の翌月15日までに、役員又は主要株主の売買報告書をもって内閣総理大臣に報告しなければならない。この売買が金融商品取引業者に委託して行われた場合は、当該金融商品取引業者を経由して報告するものとする。

2. 役員は、自己の計算において当社の特定有価証券等の売買その他の取引をするときは、事前に総括管理責任者を経由してHD代表取締役社長に自社特定有価証券等・売買申請書を提出し、承認を得なければならない。退任後1年以内も同様とする。
3. 役員は、当社の特定有価証券等の売買その他の取引を行った場合は、速やかに自社特定有価証券等・売買報告書を総括管理責任者に提出しなければならない。

(従業者の短期売買)

第16条 役員は、自社株投資に関し、買付の日から起算して6ヶ月以上保有しなければならない。

2. 役員は、当社の特定有価証券等について、買付をした後6ヶ月以内に売却し、又は売却した後6ヶ月以内に買付をする等、短期売買によって利益を得た場合は、金融商品取引法第164条の規定に従い、会社はその利益の提供を求めることができる。
3. 従業員は、自社株投資に関し、原則として買付の日から起算して1ヶ月以上保有しなければならない。

(除外規定)

第17条 本規程の第12条、第14条、第15条は次の場合には適用しない。

- (1) 持株会及び株式累積投資制度による株式の取得
- (2) 新株予約権の行使による株式の取得
- (3) その他金融商品取引法第166条第6項に該当する場合

第5章 その他

(他の会社の内部情報の管理)

- 第18条 当社と取引関係等のある他の会社の内部情報を職務に関して知った従業者は、職務の遂行上必要と認める従業者以外の者にその内部情報を伝達してはならない。
2. 前項の内部情報を知った従業者は、遅滞なく社内情報管理者に知らせなくてはならない。

(他の会社の特定有価証券等の売買規制)

- 第19条 前条の重要事実を知った従業者は、当該会社はその情報の公表を行うまでは、当該会社の特定有価証券等の売買その他取引をしてはならない。
2. 第17条の除外規定は、本条に準用する。

(教育・研修等)

- 第20条 社内情報管理者は、本規程の目的を達成するため、従業者へ内部情報の管理に関する指導を行い、その重要性及びインサイダー取引に関する法令の趣旨を徹底する。

(附則)

1. 本規程の変更は、HD取締役会の決議によるものとする。
2. 本規程は、平成28年6月29日より実施する。
平成28年8月1日 改定・実施
平成28年11月15日 改定・実施
令和元年8月21日 改定・実施
令和7年6月1日 改定・実施

別紙 重要事実一覧

I. 上場会社等に係る重要事実

1. 決定事実

- (1) 新株等の発行
- (2) 資本の減少
- (3) 資本準備金及び利益準備金の減少
- (4) 自己株式の取得
- (5) 自己株式の処分
- (6) 株式の分割
- (7) 配当の増減
- (8) 株式交換
- (9) 株式移転
- (10) 合併
- (11) 会社の分割
- (12) 営業又は事業の全部又は一部の譲渡又は譲受
- (13) 解散
- (14) 新製品又は新技術の企業化
- (15) 業務上の提携又は解消
- (16) 子会社の異動を伴う株式又は持分の譲渡又は取得
- (17) 固定資産の譲渡又は取得
- (18) 営業又は事業の全部又は一部の休廃止
- (19) 上場廃止の申請
- (20) 破産等の申立て
- (21) 新事業の開始
- (22) 防戦買いの要請
- (23) 預金保険法第74条第5項の規定による申出

2. 発生事実

- (1) 災害に起因する損害又は業務の過程で生じた損害
- (2) 主要株主の異動
- (3) 特定有価証券又は特定有価証券に係るオプションの上場廃止又は店頭上場取消の原因となる事実
- (4) 財産権上の請求に係る訴え、当該訴訟の完結
- (5) 仮処分の申立て、当該仮処分の決定等
- (6) 営業又は事業の停止等行政庁による法令に基づく処分

- (7) 親会社の異動
- (8) 債権者その他の当該上場会社等以外の者による破産の申立て等
- (9) 手形若しくは小切手の不渡り又は手形交換所による取引停止処分
- (10) 親会社に係る破産の申立て等
- (11) 債務者又は保証債務の主たる債務者に係る不渡り等の発生
- (12) 主要取引先との停止
- (13) 債務の免除、債務の引受、第三者弁済
- (14) 資源の発見

3. 決算情報

- (1) 当該上場会社等の売上高、経常利益若しくは純利益又は配当若しくは分配、その他の業績又は業績予想の大幅な変更・修正（直近公表の予想値と比較して新たに算出した予想値が、①売上高については±10%以上、②経常利益または税引後利益については±30%以上の変化がある場合）
- (2) 当該上場会社等が属する企業集団の売上高、経常利益若しくは純利益、その他の業績又は業績予想値の大幅な変更・修正（直近公表の予想値と比較して新たに算出した予想値が、①売上高については±10%以上、②経常利益または税引利益については±30%以上の変化がある場合）

4. その他前各号に掲げる事実に対応するもの

II. 上場会社等の子会社に係る重要事実

1. 決定事実

- (1) 株式交換
- (2) 株式移転
- (3) 合併
- (4) 会社の分割
- (5) 営業又は事業の全部又は一部の譲渡又は譲受
- (6) 解散
- (7) 新製品又は新技術の企業化
- (8) 業務上の提携又は解消
- (9) 孫会社（有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第54条に規定する孫会社をいう。以下同じ。）の異動を伴う株式又は持分の譲渡又は取得
- (10) 固定資産の譲渡又は取得
- (11) 営業又は事業の全部又は一部の休廃止
- (12) 破産等の申立て

- (13) 新事業の開始
- (14) 預金保険法第74条第5項の規定による申出
- (15) 剰余金の配当又は事業年度中の金銭の分配（子会社連動株式を発行する場合における、配当を連動させることとした連動子会社に係るものに限る）

2. 発生事実

- (1) 災害に起因する損害又は業務の過程で生じた損害
- (2) 財産権上の請求に係る訴え、当該訴訟の完結
- (3) 仮処分の申立て、当該仮処分の決定等
- (4) 営業又は事業の停止等行政庁による法令に基づく処分
- (5) 債権者その他の当該子会社等以外の者による破産の申立て等
- (6) 手形若しくは小切手の不渡り又は手形交換所による取引停止処分
- (7) 孫会社に係る破産の申立て等
- (8) 債務者又は保証債務の主たる債務者に係る不渡り等の発生
- (9) 主要取引先との取引停止
- (10) 債務の免除、債務の引受、第三者弁済
- (11) 資源の発見

3. 決算情報（当該子会社が上場会社等に該当する場合に限る）

- (1) 売上高、経常利益又は純利益、その他の業績又は業績予想値の大幅な変更・修正

4. その他前各号に掲げる事実に相当するもの

HD 総務・IR 部 御中

自社特定有価証券等・売買申請書

私は下記の通り有価証券の取引を行いたく、申請いたします。

記

1. 取引有価証券内訳（種類・銘柄・数量）

- ・種類
- ・銘柄
- ・数量

2. 取引理由

年 月 日

氏名 _____ 印

所属長 _____ 印

処理欄

○をして下さい。

・社内情報管理者、総括管理責任者意見等

・決定

許可

不許可

年 月 日

社内情報管理者 _____ 印

総括管理責任者 _____ 印

HD 総務・IR 部 御中

自社特定有価証券等・売買報告書

私は下記の通り有価証券の取引を行ったため、報告いたします。

記

1. 取引有価証券内訳

- ・ 約定日
- ・ 売買区分(売り/買い)
- ・ 種類
- ・ 銘柄
- ・ 数量
- ・ 単価
- ・ 売買代金

年 月 日

氏名 _____ 印
所属長 _____ 印

処理欄

- ・ 社内情報管理者、総括管理責任者意見等

年 月 日

社内情報管理者 _____ 印
総括管理責任者 _____ 印